

2 質問と回答

質問1 先日の国会における安全保障関連法の一連の審理・採決の経過・方法には問題があったと考えますか？

- ① 問題がある。 ② 問題はない。

「① 問題がある。」と回答された方…27名/29名

氏名 政党・会派 選挙区	理由等
遠藤 いく子 日本共産党 仙台市青葉区	戦争法案の強行採決はされていないとする署名を、学者や弁護士などが呼びかけ、9月25日の記者会見の時点で3万2101人筆の署名が寄せられました。国民の意見を広く聴くための中央公聴会、および地方公聴会での発言は、委員会で報告されることもなく、地方公聴会が終了したその日のうちに、総括質疑の日程が組まれました。国民の声を聞こうとせず、国会のルールを無視したやり方でした。また、参院特別委員会の会議録には、戦争法案の採決にあたって、「議場騒然、聴取不能」としか記されておらず、法案の賛否を求めた発言も記録されていませんでした。
菅間 進 無所属の会 仙台市青葉区	
石田 一也 民主党 仙台市青葉区	違憲の可能性が高い法案を強行採決で通過させてしまった。立憲主義の観点からも絶対に許すことができません。
早坂 敦 維新の会 仙台市青葉区	
大内 真理 日本共産党 仙台市宮城野区	戦争法案の強行採決は「不存在」であるとする署名にインターネットを通じて3万人以上が名を連ねました。参院特別委員会の会議録には戦争法案の採決にあたって「議場騒然 聴取不能」としか記されておらず、法案の賛否を求めた発言はありませんでした。「法学的にはクーデター」（石川健治 東大教授）という意見もあります。
福島 一恵 日本共産党 仙台市若林区	国民の6割以上の「今国会での成立に反対」の声に背き、憲法違反の法律を強行したことは、立憲主義と民主主義を否定する独裁政治そのものである。
藤原 範典 改革みやぎ 仙台市太白区	
岸田 清実 社民党 仙台市太白区	参議院での採決は混乱の中のものであり、正常なものとは言えない。審議の中でも安倍総理の答弁がコロコロと変わり、法解釈が確定的になっていない。
角野 達也 日本共産党 仙台市太白区	圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所長官を含む広範な人々が違憲だと批判し、国民の多数が反対していることが明白な法案を、時の政府が議会での多数を背景に強行するなどと言うのは、立憲主義、民主主義に真っ向から反する暴挙に他なりません。最後の委員会での「強行採決」に至っては、議事録にも残されていない暴力的な横暴で、子どもが見ても議会のまともな議決とは到底言えないものだと考えます。

<p>鎌田 さゆり 民主党 仙台市泉区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審理の内容に深みがなく、誠実な議論がなされていない。 ・国会審議はセレモニーとなっている。 ・国民に対して分かりやすく伝えていない。
<p>中嶋 廉 日本共産党 仙台市泉区</p>	<p>戦争法案の強行採決はされていないとする署名が、学者や弁護士などにより呼びかけられ、9月25日の記者会見の時点で3万2101人筆となりました。国民の意見を広く聴くための中央公聴会、および地方公聴会での発言の内容は、委員会で報告されることなく、地方公聴会が終了したその日のうちに、総括質疑の日程が決まりました。国民の声を聴こうとせず、国会のルールを無視したやり方です。また、参院特別委員会の会議録には、戦争法案の採決にあたって、「議場騒然、聴取不能」としか記されておらず、法案の賛否を求めた発言も記録されていませんでした。</p>
<p>三浦 一敏 日本共産党 石巻・牡鹿</p>	<p>国民の8割が納得していない、今国会で強行すべきでないとの世論を無視し、総括質疑も無視した暴挙である。議事録にも記録が残らない、とんでもないクーデターの採決と言わざるをえない。</p>
<p>加賀 剛 民主党 石巻・牡鹿</p>	<p>民主主義、国民の意を踏みにじる暴挙である。</p>
<p>天下 みゆき 日本共産党 塩釜</p>	<p>中央公聴会、および地方公聴会の内容は、国会に報告されることなく、地方公聴会が終了したその日のうちに、総括質疑の日程が組まれました。国民の声を聞こうとせず、国会のルールを無視したやり方です。また、参院特別委員会の会議録には、戦争法案の採決にあたって、「発言する者多く、議場騒然、聴取不能」としか記されていませんでした。採決をとった記録がないのですから、経過・方法に問題があることは言うまでもありません。戦争法案の強行採決はされていないとする署名が3万2101人筆にのぼっています。この声に真摯に応えるべきです。</p>
<p>境 恒春 維新の党 気仙沼・本吉</p>	
<p>山崎 哲 無所属 気仙沼・本吉</p>	<p>最初から「採択ありき」のやり方だった。要した時間数の問題ではなく、もっと慎重に時間をかけて熟議すべきであった。本当に自信のある法案であったならば、急いで強行に進める必要はなかったはずである。</p>
<p>太田 稔郎 改革みやぎ 名取</p>	<p>審理も尽くされず、国民の意志も反映されず、戦前の考えに戻りつつある様に感じる。</p>
<p>戸津川 永 日本共産党 多賀城・七ヶ浜</p>	<p>中央公聴会、および地方公聴会は、アリバイづくりのような形で行われました。その内容は、国会に報告されず、最後の地方公聴会の日に、総括質疑の日程が決まりました。参院特別委員会の会議録には、「発言する者多く、議場騒然、聴取不能」としか記されていませんでした。採決の記録がなく、経過・方法に問題があることは言うまでもありません。戦争法案の強行採決はされていないとする署名は、学者や知識人などから呼びかけられ、3万2101人筆にのぼっています。</p>
<p>渡辺 忠悦 無所属の会 登米</p>	<p>国民に覚悟を求めるため、正面から憲法改正か、又は、この法案だけの総選挙を実施すべき。</p>
<p>佐々木 奈津江 民主党・推薦 登米</p>	<p>安全保障関連法案は一つひとつの法律が重要な改正を含んでいるにも関わらず、10の法律案を一括して審議、そして、強行採決を行いました。一つの法律ごとに十分な時間を確保し、審議すべきだったと考えます。丁寧な説明をして、国民の理解を得たいと安倍総理は話をしていましたが、行動は全くの逆でした。国民の目を見ず、相手の口と自らの耳を塞ぎ、ただ、自らの主張を同じ文言で繰り返すだけでした。議事録もない、委員長の声も聞こえない中での採決に正当性があるとは到底考えられません。</p>

白鳥 昭浩 無所属 登米	
熊谷 義彦 社民党・推薦 栗原	強行採決は国民の意志を無視したものであり、議事録、採決結果も不明であり無効です。法案の内容も不明であり、違憲と言えます。
内藤 隆司 日本共産党 大崎	衆議院でも参議院でも審議打ち切り、強行採決が繰り返された。とりわけ、参議院委員会では、議事録にも「聴取不能」とあるだけで、採決されたとは言えない。
菅原 厚 社民党 大崎	戦争法の内容は違憲そのものです。議事録もなく採決記録も無いので採決も無効です。
高橋 憲夫 無所属 大崎	民主主義が数の論理だとは言いながら、初めから憲法違反の法律を通そうとするのは数の暴力としか言いようがないです。
須藤 哲 改革みやぎ 柴田	審議時間不十分。
佐々木 功悦 無所属 遠田	国民の理解が不十分なまま結論ありきの進め方に危惧を感じています。

「② 問題はない。」と回答された方…2名/29名

氏名 政党・会派 選挙区	理由等
相沢 光哉 自民党・県民会議 仙台市青葉区	1. 衆参両院とも与野党が対立した過去の重要法案審議（例えばPKO法など）以上の審議時間を掛けた。 2. 参議院では特に野党の質問時間を与・野党比1：9といわれる程長く割り当てた。
庄子 賢一 公明党 仙台市宮城野区	

質問2 あなたは、安全保障関連法は日本国憲法に違反していると考えますか？

- ① 憲法違反である。 ② 憲法違反の疑いがある。
 ③ 憲法違反ではない。

「① 憲法違反である。」と回答された方…24名／29名

氏名 政党・会派 選挙区	理由等
遠藤 いく子 日本共産党 仙台市青葉区	第一に、これまで「戦闘地域」とされていたところまで、自衛隊が派兵される道が開かれたことがあります。そこで相手から攻撃を受けた場合、「武器の使用」をすることを安倍首相は認めました。ひとたび自衛隊が武器を使用すれば、相手も反撃し、戦闘状態となり、憲法違反の武力行使に踏み出すこととなります。また自衛隊のPKO活動の要件が緩和されました。早くも「駆けつけ警護」が検討されている南スーダンでは、複数回停戦合意が結ばれてきましたが、そのたびに戦闘が再開されており、事実上の内戦状態が続いています。ここで自衛隊が武器を使用すれば、戦争に発展する危険があると言えます。三つ目に、これまでの政府自身が憲法9条に反するとしてきた、集団的自衛権の行使に踏み出す問題があります。米軍の武器防護についても、米軍に回避や報復禁止の義務を課さなければ、憲法違反です。
石田 一也 民主党 仙台市青葉区	「新3要件」は基準があいまいで、自衛隊の海外での活動の歯止めになりません。又、立憲主義に反した便宜的・意図的な解釈変更は専守防衛の原則から明らかに逸脱しています。
早坂 敦 維新の会 仙台市青葉区	
大内 真理 日本共産党 仙台市宮城野区	①これまで「戦闘地域」とされてきたところまで、自衛隊が派兵されることになり、そこで攻撃を受けた場合、「武器の使用」をする可能性があります。ひとたび自衛隊が武器を使用すれば、相手も反撃し、戦闘になり、憲法違反の武力行使に踏み出すこととなります。 ②PKO活動で「駆けつけ警護」をはじめ、事実上紛争が行われている地域での武器使用により武力行使に踏み出す危険があります。 ③集団的自衛権、政府が根拠にしてきた砂川判決は「集団的自衛権について触れているわけではない」と横島裕介内閣法制局長官も認めました。政府の都合の良いように憲法の解釈をねじまげることは立憲主義に反します。
福島 一恵 日本共産党 仙台市若林区	戦争を放棄した憲法9条に反することは明白。圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁長官を含む広範な人々からも憲法違反という批判が集中している。
藤原 範典 改革みやぎ 仙台市太白区	
岸田 清実 社民党 仙台市太白区	集団的自衛権が想定されていない砂川判決を引くなど、政府の説明はゴマかし。
角野 達也 日本共産党 仙台市太白区	安全保障関連法（まぎれもなく戦争法だと言えます）に盛り込まれた「戦闘地域」での兵站、戦乱が続く地域での治安活動、米軍防護の武器使用、そして集団的自衛権行使—そのどれもが憲法9条を蹂躪して、自衛隊の海外での武力行使に道を開くものとなっており、まぎれもなく憲法違反です。
鎌田 さゆり 民主党 仙台市泉区	・集団的自衛権は明らかに違憲です。 ・歴代内閣も違憲としてきています。

<p>中嶋 廉 日本共産党 仙台市泉区</p>	<p>第一に、これまでの憲法上ゆるされないと言われてきた、自衛隊の「戦闘地域」での活動が可能となりました。「戦闘地域」が「戦闘現場」になり、相手から攻撃を受けた場合、「武器の使用」をすることを安倍首相は認めています。また自衛隊のPKO活動の要件が緩和されました。早くも南スーダンで、自衛隊の「駆けつけ警護」が検討されています。事実上の内戦状態にある南スーダンで武器を使用すれば、戦闘にまきこまれ、憲法違反の武力行使に踏み出すこととなります。三つ目に、これまでの政府自身が憲法9条に反するとしてきた、集団的自衛権の行使に踏み出す問題があります。憲法の解釈を時の政府が自らの都合で変えることは、立憲主義に反します。米軍の武器防護についても、米軍に回避や報復禁止の義務を課さなければ、憲法違反の武力行使につながります。このように憲法違反は明白です。</p>
<p>三浦 一敏 日本共産党 石巻・牡鹿</p>	<p>一内閣の勝手な解釈で、立憲主義を真っ向から否定した暴挙。政府や歴代司法長官などが現憲法のもとでは集団的自衛権の行使はできないとしてきたものを数の論理で強行した。</p>
<p>加賀 剛 民主党 石巻・牡鹿</p>	<p>集団的自衛権については、長年憲法違反であるという政府見解であった。砂川裁判、72年の政府見解を根拠にしているが、まったく的はずれであり、ちょっとした語句を拡大解釈して正当化している。まさにご都合主義の解釈である。</p>
<p>天下 みゆき 日本共産党 塩釜</p>	<p>第一に、これまで「戦闘地域」とされていたところまで、自衛隊が派兵されるという問題があります。その場合、相手から攻撃を受けた際に、「武器使用」をすることを安倍首相は認めました。ひとたび自衛隊が武器を使用すれば、相手も反撃し、戦闘状態となり、武力行使に踏み出すこととなります。これは、憲法で禁止された武力行使に他なりません。また、自衛隊のPKO活動の要件が緩和され、ISAFの活動に参加する道が開かれています。実際に首相はその可能性を否定していません。アフガンでは、ISAFの活動が、大規模なタリバン勢力の掃討作戦に発展したことを忘れてはなりません。三つ目に、これまでの政府が憲法に反するとしてきた、集団的自衛権の行使を可能にするという問題があります。集団的自衛権行使は憲法違反であるという歴代内閣の見解を一内閣が自らの都合でねじ曲げることは、立憲主義に反する暴挙です。</p>
<p>境 恒春 維新の党 気仙沼・本吉</p>	
<p>戸津川 永 日本共産党 多賀城・七ヶ浜</p>	<p>憲法に違反する3つの問題があります。第一に、これまで「戦闘地域」とされていたところまで、自衛隊が派兵される問題があります。「戦闘地域」で相手から攻撃を受けた場合、「武器の使用」をする可能性があることを安倍首相は認めました。自衛隊が武器を使用すれば、相手も反撃し、戦闘状態となり、憲法違反の武力行使に踏み出すこととなります。また自衛隊のPKO活動の要件が緩和されました。早くも「駆けつけ警護」が検討されている南スーダンでは、複数回停戦合意が結ばれてきましたが、そのたびに戦闘が再開されており、事実上の内戦状態が続いています。ここで自衛隊が武器を使用すれば、戦争に発展する危険があると言えます。三つ目に、これまでの政府自身が憲法9条に反するとしてきた、集団的自衛権の行使に踏み出す問題があります。集団的自衛権行使は憲法違反であるという歴代内閣の見解を一内閣が自らの都合でねじまげることは、立憲主義に反する暴挙です。</p>
<p>渡辺 忠悦 無所属の会 登米</p>	
<p>佐々木 奈津江 民主党・推薦 登米</p>	<p>集団的自衛権の行使の容認を含んでいるから。</p>
<p>白鳥 昭浩 無所属 登米</p>	
<p>熊谷 義彦 社民党・推薦 栗原</p>	<p>解釈改憲そのものであり、法治国家として許せない。</p>

内藤 隆司 日本共産党 大崎	戦争への道をひらいたもので、疑いようもないほど明確な憲法違反である。
菅原 厚 社民党 大崎	戦争法案そのものが憲法違反である。このような法律を作って国会に提案することは憲法98条又は99条の定めで禁じられている。
高橋 憲夫 無所属 大崎	特に集団的自衛権の部分は大问题だと思う。総理大臣は「法の支配による国家運営」と言いながら自ら法を支配しているのではないかと思います。
須藤 哲 改革みやぎ 柴田	
佐々木 功悦 無所属 遠田	

「② 憲法違反の疑いがある。」と回答された方…3名/29名

氏名 政党・会派 選挙区	理由等
菅間 進 無所属の会 仙台市青葉区	
山崎 哲 無所属 気仙沼・本吉	「後方支援」「武器使用」などの基準が曖昧であるため、一線を越えてしまうと違憲となると認識している。
太田 稔郎 改革みやぎ 名取	

「③ 憲法違反ではない。」と回答された方…2名/29名

氏名 政党・会派 選挙区	理由等
相沢 光哉 自民党・県民会議 仙台市青葉区	かつて最高裁は砂川判決で「自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置は、国家固有の機能の行使として当然」と明快に示している。自衛権は個別的であれ集団的であれ、独立国家として当然の権利と解するのが国連憲章はじめ世界の常識である。しかも安保関連法案は新三要件で集団的自衛権の行使を厳格に規定しており、最高裁の判断に合致している。
庄子 賢一 公明党 仙台市宮城野区	あくまでも自国を守るためであり、専守防衛を越えたものではない。

質問3 あなたは、安全保障関連法について、今後どうすべきと考えますか？

- ① 廃止にすべき。 ② 抑制的に実施していくべき。
③ 積極的に実施していくべき。 ④ その他

「① 廃止にすべき。」と回答された方…25名/29名

氏名 政党・会派 選挙区	理由等
遠藤 いく子 日本共産党 仙台市青葉区	圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所官など、かつてなく広範な人々が同法を憲法違反と批判しました。これほどの違憲立法はかつてありませんでした。これを既成事実とするならば、民主主義と立憲主義は、何の拘束力ももたないこととなります。平和主義、民主主義、立憲主義を回復するには、戦争法を廃止にすることはもちろん、もともなった閣議決定を撤回することが必要です。
菅間 進 無所属の会 仙台市青葉区	
早坂 敦 維新の会 仙台市青葉区	
大内 真理 日本共産党 仙台市宮城野区	9割をこす憲法研究者、歴代の内閣法制局長官、最高裁元長官、最高裁元判事、日弁連と52の弁護士会はすべて憲法違反と批判しました。しかも立憲主義をないがしろにしての強行です。これを放置すれば立憲主義、民主主義、法の支配が根底からくつがえされかねません。それを回復するには、戦争法を廃止にすること、また、昨年7月の集団的自衛権の行使容認を含む、閣議決定を撤回することしかありません。
福島 一恵 日本共産党 仙台市若林区	多くの国民の戦争法(安保法制)を廃案に、の思いにこたえるべきであり、又、憲法の平和主義、立憲主義、民主政治が破壊されるという、日本の政治にとって非常事態を打開すべきであるから。
藤原 範典 改革みやぎ 仙台市太白区	
岸田 清実 社民党 仙台市太白区	立憲主義の原点に立ち返るためにも廃止すべき。
角野 達也 日本共産党 仙台市太白区	国民の多数が反対している、憲法違反の法律であり、一刻も早く廃止すべきだと考えます。
鎌田 さゆり 民主党 仙台市泉区	憲法は国民の意思により決定されたもので国会でも国民の決定をくつがえすことは出来ない。
中嶋 廉 日本共産党 仙台市泉区	圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所官など、かつてなく多くの専門家が、戦争法案は憲法違反であると述べています。弁護士、学生、子育て世代の母、学者など、それぞれの階層の立場から、新たな国民が立ち上がりました。。6割の国民が反対、8割の国民が慎重な審議を求めるもとで、違憲立法を強行することは、国民主権を破壊する暴挙です。戦争法の存続をゆるせば、立憲主義、民主主義、法の支配という、この国の存立の土台が根底から覆されることになりかねません。戦争法の廃止はもちろん、昨年7月の集団的自衛権行使容認を含む閣議決定の撤回をするべきだと考えます。

<p>三浦 一敏 日本共産党 石巻・牡鹿</p>	<p>重大な憲法違反であり絶対放置できない。反対世論を盛り上げ「戦争法」阻止、廃案の一点で大同団結し、安倍内閣を打倒する臨時の政府をつくること。そのための選挙協力を一本化して自公に対抗する。</p>
<p>加賀 剛 民主党 石巻・牡鹿</p>	<p>安保関連法は、戦争への道。そして、軍事大国化への道。再び子どもたちを戦場に送ってはならない。</p>
<p>天下 みゆき 日本共産党 塩釜</p>	<p>元最高裁判所長官・判事、9割の憲法学者、歴代の内閣法制局長官など、法律家・憲法学者などから、違憲であるとの批判が広がっていることはこれまでにないことであり、明白な憲法違反です。さらに安倍首相は、”国会多数での議決が民主主義だ”としていますが、今年の選挙で17%の有権者の支持で、多数の議決を得たことを理由に、6割を超える国民多数の意思を踏みにじり、違憲立法を強行することは、国民主権という民主主義の根幹を破壊するものです。平和主義、民主主義、立憲主義を回復するため、戦争法を廃止にすることはもちろん、もとになった閣議決定を撤回することを目指します。</p>
<p>境 恒春 維新の党 気仙沼・本吉</p>	
<p>山崎 哲 無所属 気仙沼・本吉</p>	<p>一旦は廃止にする。安全保障問題は大変重要であるため、国民的な議論は必要である。じっくりと熟議を行い、改めて結論を出すべきと考えます。</p>
<p>太田 稔郎 改革みやぎ 名取</p>	
<p>戸津川 永 日本共産党 多賀城・七ヶ浜</p>	<p>圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所官など、かつてなく多くの専門家が、戦争法案は憲法違反であると述べています。弁護士、学生、子育て世代の母、学者など、それぞれの階層の立場から、新たな国民が立ち上がりました。8月30日には、12万人が国会前に集まり、抗議の声をあげました。安倍首相は、”国会多数での議決が民主主義だ”と言いますが、6割の国民が反対、8割の国民が慎重な審議を求めるとして、違憲立法を強行することは、国民主権を破壊する暴挙です。平和主義、民主主義、立憲主義を回復するため、戦争法を廃止にし、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回することを目指します。</p>
<p>佐々木 奈津江 民主党・推薦 登米</p>	<p>憲法違反の法案であると考えているから。 子どもたちの命を危険にさらすわけにはいきません。</p>
<p>白鳥 昭浩 無所属 登米</p>	
<p>熊谷 義彦 社民党・推薦 栗原</p>	<p>違憲の法律は廃止すべきです。</p>
<p>内藤 隆司 日本共産党 大崎</p>	<p>一内閣の独断によって憲法が実質的に変えられた。権力の暴走を制限する憲法が権力の暴走によって変えられるのは、立憲主義を否定するものであり、憲法と両立できない。</p>
<p>菅原 厚 社民党 大崎</p>	<p>この法律は、憲法学者の9割以上、国民の7割以上が憲法違反と断言している。このことから安全保障関連法の執行停止、訴訟闘争を通じて、あるいは政権交代によって廃止に向けて取り組み、国民の手に民主主義、立憲（憲）主義、平和主義を取り戻していく運動を展開していく。</p>
<p>高橋 憲夫 無所属 大崎</p>	

須藤 哲 改革みやぎ 柴田	戦争法案とも、とれる。
佐々木 功悦 無所属 遠田	武力行使の容認が紛争の抑止になるとした政府の考えに反対です。真に平和と安全を構築するためには現在の平和憲法を堅持し武力によらない積極的な平和外交の道を進むべきと考えます。

「② 抑制的に実施していくべき。」と回答された方… 2名 / 29名

氏名 政党・会派 選挙区	理由等
相沢 光哉 自民党・県民会議 仙台市青葉区	積極的、抑制的の意味がよくわからないが、集団的自衛権のことを指しているのであれば、法律は、元より「自国の存立や国民の生命、自由等が脅かされる明白な危険があり、外交等の手段の万策がつき、かつ、必要最小限度の実力行使の範囲内」と抑制的である。
渡辺 忠悦 無所属の会 登米	

「③ 積極的に実施していくべき。」と回答された方… 0名 / 29名

「④ その他」と回答された方… 2名 / 29名

氏名 政党・会派 選挙区	理由等
石田 一也 民主党 仙台市青葉区	まずは来年の参議院選挙で与党を過半数割れに追い込むことで国会承認を与えない状況を作るべきだと思います。その後の政権交代で違憲部分を白紙に戻すことが可能になります。
庄子 賢一 公明党 仙台市宮城野区	外交努力を尽くすことが大前提であり積極的でも抑制的でもない。

質問4 憲法9条改正論者の中には、同条を改正して自衛隊を軍と位置づけたいとの主張もあるようですが、このような主張にあなたは、賛成ですか？反対ですか？

- ① 賛成である。 ② 反対である。

「① 賛成である。」と回答された方…1名／29名

氏名 政党・会派 選挙区	理由等
相沢 光哉 自民党・県民会議 仙台市青葉区	自衛権が軍事力を持つことで発揮されることは子供でもわかることで、軍事力とは軍隊をもつことであることも当然の話である。現憲法は、GHQ支配下でつくられ、日本が二度とアメリカに武力攻撃できないようにするため、陸海空軍も交戦権（なるもの）も認められなかった。要は戦前のような軍部暴走を決して起こさせない文民統制の普通の国家並みの軍隊を持つことと、専守防衛上でも現実、不都合が著しい自衛隊法の改正を図ることが大切と思う。先の大戦での反省から、軍を忌避する人々が少なくないが、一党独裁国家の侵略的行動が危惧される極東アジア情勢に抑止力は不可欠。

「② 反対である。」と回答された方…25名／29名

氏名 政党・会派 選挙区	理由等
遠藤 いく子 日本共産党 仙台市青葉区	自民党の改憲草案には「国防軍」が盛り込まれています。自衛隊が「軍」になれば、自衛隊は「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」などとされてきました。内閣法制局長官の工藤敦夫氏（1990.10）は、武力行使の目的で海外派遣をすることや集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加は、ゆるされないとしました。このような”歯止め”がかからなくなります。また「国防軍」内に審判所が置かれ、軍隊だけでなく公務員も、処罰の対象となります。
菅間 進 無所属の会 仙台市青葉区	
早坂 敦 維新の会 仙台市青葉区	
庄子 賢一 公明党 仙台市宮城野区	あくまでも9条を守り、9条の範囲内での自衛隊の活動であるべき。
大内 真理 日本共産党 仙台市宮城野区	現行憲法の9条2項は「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」としています。そのため自衛隊は「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」などとされてきました。内閣法制局長官の工藤敦夫氏は1990年11月に「武力行使の目的をもって海外派遣をすることや集団的自衛権の行使などは許されない」としました。このような”歯止め”がかからなくなることにつながります。また「国防軍」内に審判所が置かれ、公務員が裁判にかけられる仕組みにより、それを捜査する「憲兵」の復活も懸念されます。
福島 一恵 日本共産党 仙台市若林区	戦後日本の自衛隊員が戦争で1人の外国人も殺さず、又、自衛隊員も殺されなかったのは、憲法9条の力そのものである。
藤原 範典 改革みやぎ 仙台市太白区	

<p>岸田 清実 社民党 仙台市太白区</p>	<p>軍と位置づけることは、自国防衛というワクをはずし、外征軍としての性格を与えようというもの。</p>
<p>角野 達也 日本共産党 仙台市太白区</p>	<p>現在の自衛隊は「自衛のための必要最小限の装備」を逸脱して、「戦力は、これを保持しない」とする憲法9条に矛盾する存在になっています。憲法を改正してこの矛盾を解消するのではなく、憲法の平和主義と9条を堅持し、自衛隊の装備の縮小や変更こそ必要だと考えます。</p>
<p>鎌田 さゆり 民主党 仙台市泉区</p>	<p>平和を求めらるるなら武器を持つてはいけなひ。相手をは脅してはいけなひ。武器で脅して得られる平和はすぐに崩れる。</p>
<p>中嶋 廉 日本共産党 仙台市泉区</p>	<p>自衛隊が「軍」になるということは、自衛隊は「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」などこれまでの位置づけが大きく変わることになります。内閣法制局長官の工藤敦夫氏（1990. 10）は、武力行使の目的で海外派遣をすることや集团的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加は、ゆるされないとしました。このような“歯止め”がかからなくなるとのことです。「戦争する国」づくりが加速し、“殺し殺される”ことにつながります。また自民党の立憲草案には、「国防軍」内に審判所が置かれることが盛り込まれており、“憲兵”の復活も危惧されます。</p>
<p>三浦 一敏 日本共産党 石巻・牡鹿</p>	<p>戦後の原点として、現憲法は戦争の放棄、武力の行使を放棄したはずである。しかし、自衛隊がアメリカに従属し、共同軍事演習を展開しているのも事実である。自衛隊を軍に位置づけるために憲法9条を改正するなどんでもない。</p>
<p>加賀 剛 民主党 石巻・牡鹿</p>	<p>自民党憲法改正案では国防軍と位置づけている。本格的な戦争のできる国づくりの道である。「戦後レジュームからの脱却」の中心的なテーマである。何としてもストップさせたい。</p>
<p>天下 みゆき 日本共産党 塩釜</p>	<p>自衛隊は「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」などとされてきました。そのため、集团的自衛権の行使や海外での武力行使は許されないとされてきました。この歯止めがなくなれば、アメリカと一緒に海外で戦争する国づくりが加速することは明らかです。アーミテージ報告で日本の集团的自衛権の行使が求められるなど、これまで集团的自衛権の行使が日本で問題となってきたのは、アメリカからの要求だったという経過もあります。憲法9条の根幹ともいえる、「軍隊はもたない」という原則を書き換えることは断じてゆるしません。</p>
<p>境 恒春 維新の党 気仙沼・本吉</p>	
<p>山崎 哲 無所属 気仙沼・本吉</p>	<p>自衛隊を軍と位置づけなくとも現行憲法下ですでに自衛隊は軍の体を成している。専守防衛は必要である。しかし9条の改正は慎重であるべきと思う。</p>
<p>太田 稔郎 改革みやぎ 名取</p>	
<p>戸津川 永 日本共産党 多賀城・七ヶ浜</p>	<p>自衛隊が「軍」になれば、自衛隊は「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」などとされてきた歯止めがなくなることになります。武力行使の目的で海外派遣をすることや集团的自衛権の行使などは許されないとされてきましたが、これは自衛隊が軍ではないからです。自民党の改憲草案には「国防軍」が盛り込まれていますが、これは憲法9条を破壊するものであり、断固反対します。</p>
<p>佐々木 奈津江 民主党・推薦 登米</p>	<p>これまで、日本は平和国家として国際貢献をしてきました。9条改正により、この歩みを止めるべきではないと考えます。武装解除など軍隊を持たない日本だから出来た貢献の実績があると聞き及んでいます。国際貢献により、存在感をしっかりと示す必要があると考えますが、軍隊を持たないからこその貢献があると考えますし、国際的な地位の獲得ができると考えます。</p>

熊谷 義彦 社民党・推薦 栗原	軍事大国化への道は許せない。交戦権を認めるわけにはいかない。
内藤 隆司 日本共産党 大崎	憲法9条と自衛隊の関係の問題はおくとしても、「自衛」隊で国を守ることがなぜできないのか、説明できていない。
菅原 厚 社民党 大崎	自衛隊員たちは、専守防衛の使命感をもって入隊したのに、9条改正して軍と位置づけられれば、まさに米軍と一緒に地球の裏側まで戦争に行かされかねないことは明白である。
高橋 憲夫 無所属 大崎	
須藤 哲 改革みやぎ 柴田	
佐々木 功悦 無所属 遠田	

※その他の回答… 3名 / 29名

氏名 政党・会派 選挙区	理由等
石田 一也 民主党 仙台市青葉区	どちらも言えません。自衛隊の役割(必要最小限の実力行使, 国際貢献活動, 国会承認等)についてはしっかり明記すべきと考えます。
渡辺 忠悦 無所属の会 登米	どちらでもない。国民の判断で良い。
白鳥 昭浩 無所属 登米	憲法9条の趣旨は尊重すべきであると考えているが、自衛隊と軍隊の違いはわかりにくい。軍と位置づけた上で縛りをかけることはできないでしょうか？

質問 5 その他、安全保障関連法や安倍政権の法案審議などについて、有権者に伝えたいことがあれば、お書きください。

氏名 政党・会派 選挙区	理由等
遠藤 いく子 日本共産党 仙台市青葉区	戦争法案の廃止を確実にすすめるため、これまでにない大胆な野党協力を含む、戦争法案廃止の国民連合政府をつくろうという提案を行い、政党、団体、個人との懇談を進めています。この提案が実るかどうかは、国民の世論と運動にかかっています。どうか、宮城県議選で日本共産党を大きく躍進させてください。
菅間 進 無所属の会 仙台市青葉区	これだけ重要な法案審議について、説明不足と同時に審議についても不十分であることは政権として大きな責任がある。
相沢 光哉 自民党・県民会議 仙台市青葉区	今回の法案が国民にとって分かりにくかったのは、全体の法案が11本編成であったこと、与党が指名した憲法学者が「憲法違反」と述べたこと、新聞マスコミの多くが「戦争法案」「徴兵制へ戻る」などと作為的な報道に走ったこと等から、安倍政権が強引で好戦的に映ったからでしょう。しかし、世界の主要な国家54ヶ国・地域が安倍政権の積極的平和主義と安全保障関連法案に賛成・支持している事実、55年前の安保改定時の猛反対運動以来も日本が平和裡に経過していることから、確実に皆様方の心配は杞憂に終わると思います。
石田 一也 民主党 仙台市青葉区	200時間を超える衆参両院での審議の中で、議論を重ねるほど法案の矛盾が明らかになりました。安倍政権には国民が納得するまで議論をしようという姿勢がまったくありません。選挙でNOを突きつけるべきです。
早坂 敦 維新の会 仙台市青葉区	数の一強政治NO!
庄子 賢一 公明党 仙台市宮城野区	「戦争法案」とのレッテルが貼られて、国民の不安が増幅された感がある。昨年の閣議決定においても集団的自衛権の行使容認につながる文言はなく、冷静な議論を深めたい。我々は断じて戦争反対をつらぬく平安の党であり、政権内にあってはブレーキ役を果たしていると考えている。
大内 真理 日本共産党 仙台市宮城野区	戦争法案を廃止するためには衆参の選挙で廃止を求める政治勢力が多数を占め、国会で廃止の議決を行うことが不可欠です。同時に2014年7月の閣議決定の撤回も求められます。この仕事を確実に成し遂げるため、日本共産党は一致する全ての政党、団体、個人の共同による連合政府を作ろうと呼びかけています。これが実るかどうかは国民の世論と運動にかかっています。どうか宮城県議選で日本共産党を伸ばしてください。
福島 一恵 日本共産党 仙台市若林区	「戦争法を廃止して」「安倍政権を倒してほしい」「野党は結束してほしい」という痛切な声を受け、日本共産党は「戦争法廃止の国民連合政府」の提案をしました。立憲主義と民主主義を否定する独裁政治を許さないために、戦争法に反対する野党のみならず、広範な県民のみならずと力を合わせます。そのためには県議選で日本共産党を躍進させていただきたい。
藤原 範典 改革みやぎ 仙台市太白区	
岸田 清実 社民党 仙台市太白区	戦後70年間、1人も外国の戦場で命を落とす日本の若者が無く、1人の外国市民も戦場で殺害することのなかった歴史こそ世界に誇るべきもの。国会で数にものを言わせて押し通すやり方は問題だ。
角野 達也 日本共産党	安保関連法のような重大な違憲立法の存在と独裁政権的な国会審議の横暴を許すならば、立憲主義、民主主義、法の支配という日本の国の存立の土台が根底から覆されることになりかねません。 憲法違反の戦争法を廃止し、日本の政治に立憲主義と民主主義を取り戻

仙台市太白区	安倍政権の打倒と、日本の未来に希望をもち、ともに力を合わせて発展させるために、安倍政権打倒のためのたたかいを、ともに力を合わせて発展させましょう。私もみなさんとともに力の限り頑張ります。
鎌田 さゆり 民主党 仙台市泉区	日本国の体制は、国民が憲法を通じて定めたものです。国会も政府も裁判所も憲法の範囲でしか活動出来ないのです！
中嶋 廉 日本共産党 仙台市泉区	戦争法の廃止、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を確実に実行するために、私たちは、戦争法廃止、立憲主義回復の一致点にもとづく連合政府をつくることを提案しています。一致点にもとづき、選挙協力も含む提案で、これまでない大胆な提案です。戦争法案を廃案にすることを求める運動の中で、野党の協力、国民の運動が大きく発展しました。これを存続、発展させることができれば、この提案は実を結びます。この宮城県議選は、戦争法強行後の選挙であり、ここで戦争法廃止の世論を示そうということをやったえたいと思います。
三浦 一敏 日本共産党 石巻・牡鹿	安倍暴走政治に未来はない。斗かう国民のエネルギーは決して消えるどころか益々発展するものと確信する。この国民の願いに応え、「戦争法」は絶対許さない、廃案の一点で政治を変える斗かいがこれから本格的にはじまることは日本の希望であります。
加賀 剛 民主党 石巻・牡鹿	強行採決は、国民の意を踏みにじる暴挙である。政治の暴走が始まった。立憲主義と民主主義の大切さを有権者に伝えたい。
天下 みゆき 日本共産党 塩釜	塩釜は定数が2ですが、これを戦争推進勢力に独占させるわけにはまいりません。今回の選挙は、戦争法案の強行に審判をくだす選挙です。そのことが、戦争法廃止、立憲主義回復の連合政府をつくる、未来への第一歩であるということも強調したいと思います。戦争法を廃止し、立憲主義を回復する仕事を確実に実行するには、この一致点での連合政府をつくるしかありません。それが実を結ぶためには、国民の世論と運動の後押しが必要です。
境 恒春 維新の党 気仙沼・本吉	
山崎 哲 無所属 気仙沼・本吉	「閣議決定」の多用は非常に危ういと思う。
太田 稔郎 改革みやぎ 名取	
戸津川 永 日本共産党 多賀城・七ヶ浜	戦争法の存続をゆるせば、立憲主義、民主主義、法の支配という、この国の存立の土台が根底から覆されることになりかねません。戦争法の廃止、立憲主義の回復という2つの仕事を確実に成し遂げるためには、戦争法廃止法案を提出し、成立させるだけでは不十分です。日本共産党は、戦争法廃止、立憲主義回復を一致点にした政党、団体、個人による連合政府をつくらうと、これまでない大胆な提案をしています。これを実現させるために、戦争法強行が行われた後の大型選挙であるこの宮城県議選で、大きく躍進させてください。
渡辺 忠悦 無所属の会 登米	
佐々木 奈津江 民主党・推薦 登米	私は3人の子どもの母親として、この度、可決された安保法に不安を持っています。私たちは、子どもたちに平和な世の中を手渡す責任があります。県民の意思が反映されているはずの宮城県議会では、安保法案撤回を求める意見書、徹底審議を求める意見書ともに否決をしました。国民の8割がその法案を理解していない、撤回と言っている声は、私たちの代弁者である県議には届いていないのです。私は県民の皆様と平和の想いを共有し、安保法撤回と地域から声をあげ闘って参ります。

<p>白鳥 昭浩 無所属 登米</p>	<p>そもそも憲法に違反する法案を審議していることに疑問を感じます。</p>
<p>熊谷 義彦 社民党・推薦 栗原</p>	<p>国民世論がわかる時は解散総選挙をすべきである。ましてや少数意見を無視しての国会運営はあってはいけない。国民の目をそらしての愚民化政策は許せない。</p>
<p>内藤 隆司 日本共産党 大崎</p>	<p>戦争法廃止の国民連合政府をつくるため、野党の協力が実現できるかどうかは日本の未来を決する。国民の世論が大事になるので、あきらめないで「戦争法反対」の声をあげ続けよう。</p>
<p>菅原 厚 社民党 大崎</p>	<p>一般的に多数決は、最後の手段として多数決で決することが民主主義の一手段として使われますが、これには前提条件がある。それは少数意見に耳を貸し、その意見に対し説得する力を持っているかということです。単に数任せの多数決は国民を無視した強行採決となる。今回の戦争法案だけでなく、原発再稼働やTPPも労働者派遣もすべて国民の多数の反対を無視し、強行されたのではないのでしょうか。安倍首相とその内閣、側近の自分たち以外の考えには耳を貸さずという態度はファッショと言えるのではないのでしょうか。</p>
<p>高橋 憲夫 無所属 大崎</p>	
<p>須藤 哲 改革みやぎ 柴田</p>	
<p>佐々木 功悦 無所属 遠田</p>	